

欧州の基準・認証制度の動向（2013年3月/4月）

● トピックス一覧 ●

通商条約

・米国、タイ、日本

CE マーキング

熱ポンプ

再生可能なエネルギー目標

電力ネットワーク

エネルギー効率/カーボンフットプリント（二酸化炭素排出量）

エネルギー表示/エネルギースターラベル

エコデザイン（PC向け）

医療機器

計測機器

タバコライター

鉄道分野

自動車分野

レクリエーション用船舶（小形の娯楽用ボート）

個人防護危機

農薬

食品

エアロゾール

環境管理監査システム

プラスチック廃棄物

機械指令

科学物質 - REACH

●通商条約と自由貿易協定 (FTA)

EUの2カ国間自由貿易交渉の最新の相手国に米国とタイが加わった。環大西洋貿易投資パートナーシップ (TTIP) で、初期の報道では内容はあいまいだが、TBT (技術的障壁) とSPS (食品衛生) は言及されている。すでに交渉が始まったカナダとの交渉に関しては情報待ちの段階。日本は、交渉開始が2012年に決まったが、4月に開始される予定。

この情報はEUの第一選択であるWTOのドーハラウンドでの多国間交渉の失敗を受け、その代替として二国間協定を使うというEUの意志の再表明。EUと米国については、長引く景気後退で新しいイニシアチブをとることも動機となる要素。EUが関係するFTAは北米、アジア、中南米で様々な段階で交渉中、または完結している。重要なことだが、中国はまだ相手国になっていない。しかし、二国間協定が単なる関税引き下げを超えた主要で確固たる影響を与えたという証拠はまだ限定的。

出典：

米国とのFTA。目的と範囲に関する背景説明付きの最も役立つ文書

http://trade.ec.europa.eu/doclib/docs/2013/february/tradoc_150519.pdf

タイとのFTA

<http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/bilateral-relations/countries/thailand/>

日本とのFTA

http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-283_en.htm

<http://ec.europa.eu/trade/creating-opportunities/bilateral-relations/countries/japan/>

EU二国間貿易条約のポータル:

<http://ec.europa.eu/trade/policy/countries-and-regions/agreements/>

●CEマーキング

医療実験室の品質と能力に関する一件の新基準がシステムと適合性評価のリストに加えられた。

NLF (新しい法的枠組み) の全分野で合計28件の基準がシリーズで認定された。他はISO 9000と14000シリーズで、これも実験室の能力と認定当局を網羅している。

出典：

NLFで認定された基準の全リスト

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:074:0030:0033:EN:PDF>

NLFのポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/single-market-goods/internal-market-for-products/new-legislative-framework/index_en.htm

●熱ポンプ

実際に供給される再生可能エネルギーを計算し、EUの再生可能エネルギー使用目標への貢献度を定める、新しい方法を取り入れることが熱ポンプに義務づけられた。

同措置はEUの再生可能エネルギー源指令の下で発表された。ポンプの動力として使用されるエネルギーが節約されるエネルギーに相殺されることを保証することが目的の一部だ。また熱ポンプが宣伝よりも実際には非効率だという一般の懸念に応えるものでもある。

出典：

義務措置の方法についての文書

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:062:0027:0035:EN:PDF>

再生可能エネルギー指令のポータル

http://ec.europa.eu/energy/renewables/targets_en.htm

●再生可能エネルギー 目標

グリーンペーパーで言及された2020年から2030年間の再生可能エネルギー目標のEUの暫定提案とその達成方法に関する一般意見聴取（パブリックコンサルテーション）が7月まで行われている。

最終エネルギー消費におけるEUの再生可能エネルギー目標は2020年までに20%と設定されているが、その後どの目標を設定すべきかについては熱い論議が交わされている。例えば、欧州委員会は現在同率をさらに引き上げたいと考えているが、加盟国全ての賛成は得られておらず、産業界の強い権益も論争に影響を及ぼす。

論議の結果は、発電所だけでなくスマートグリッドや貯蔵、需要対応の技術など、エネルギー源に左右される業界と川下市場に巨大な影響を及ぼす。

出典：

意見聴取とそれのたたき台となるグリーンペーパー両方のポータル

http://ec.europa.eu/energy/green_paper_2030_en.htm

●電力ネットワーク

新しい規則によりTrans-European Energy Networks（欧州横断エネルギーネットワーク、TEN-E）への融資が引き上げられ、ネットワークの幅広い枠組みがアップデートされる。この改訂には増資された新しい投資予測とネットワーク構築で優先されるコリドール（通路）の定義が含まれている。

TEN-Eのコンセプトは新しいものではなく、これは様々な結果の計画に新しい活力を注ぎ込むためのもの。

出典：

新規則

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:115:0039:0075:EN:PDF>

エネルギーのインフラ戦略のポータル

http://ec.europa.eu/energy/infrastructure/strategy/2020_en.htm

●エネルギー効率とカーボンフットプリント（二酸化炭素排出量）

新しいEU報告書はICT分野において、エネルギー消費とカーボンフットプリント（二酸化炭素排出量）評価のこれまで発表された様々な方法の評価を比較するパイロットテストの結果を記載している。

ICT分野に限られているが、このパイロットテストの潜在的な重要性はさらに幅広い分野をカバーしている。ISO 14064 が例だが、この二つの非常に重要な分野の測定には多くの基準と方法が存在しており、この研究は事業にとって役立つ実用的な証拠を提供する。この研究は同分野でEUが発行した多くの規則と最低でも同等の価値があり得る。

出典：

報告書

http://ec.europa.eu/information_society/newsroom/cf/dae/document.cfm?doc_id=1710

パイロットテストの背景

<https://ec.europa.eu/digital-agenda/en/news/report-pilot-testing-methodologies-energy-consumption-and-carbon-footprint-ict-sector>

同じ分野での産業界のイニシアチブ

<http://www.ict-footprint.com/>

●エネルギー表示 / エネジースターラベル

EUと米国政府は、エネジースターラベルの共同使用をさらに5年間延長することで合意した。この合意で共通したエネルギー効率計算方法の使用が確認されたが、第三者認定の役割に関する非合意が反映される。

第三者による共通仕様の適合認定に関する非合意は重要。EUは自主申告を認定するが米国は第三者認定を主張。これが米輸出されるEU製品にどのような意味を持つのかは今のところ不明。

出典：

EUにおけるエネジースター計画の主要EUポータルにはこの延長は未記載。

<http://www.eu-energystar.org/en/index.html>

現在、詳細は以下4つの別文書に記載

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:063:0001:0004:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:063:0005:0006:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:063:0007:0080:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:063:0081:0081:EN:PDF>

幅広いEUエネルギー効率計画のポータル

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/index_en.htm

●エコデザイン (PC向け)

非公式な報告書でパソコンとモニターにエコデザイン条件を課す規則の可決と間もなくの発行が示唆されている。しかし文書はまだ入手不可。

PC向け規則が準備中で2012年の行動計画の2012年の発行はすでに周知されている。締切りは過ぎたが切迫する同問題の公式確認はまだない。

最近出版された行動計画には作業中の他カテゴリーが記載。しかし同計画に記載されている意図とタイムテーブルはあいまい。(このような)締切りが過ぎることは多く、コミュニケーションも悪い。

出典：

改訂が議論されているPC規則の初期ドラフト

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/doc/forum/2009_10_09/2009_10_09_computers.pdf

以下2ポータルは混乱しており改訂も全て行われていないことが多い。：

http://ec.europa.eu/energy/efficiency/ecodesign/eco_design_en.htm

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/sustainable-business/sustainable-product-policy/ecodesign/index_en.htm

●医療機器

欧州とグローバルレベルでの調和されたシステムの前駆としてEU加盟国にUDI（ユニーク・デバイス認識）の共通原則の使用を奨励する新しい勧告が発表された。

UDIの概念は新しくないが、調和はこれまで決められていなかった。2011年に開始されたEUのEUDAMEDデータベースの一部だが公共アクセスはできず目的達成の兆候もない。実際に最新文書では「EUDAMEDが設立された際」と記載されている。UDIは現在論議中の予定されている医療機器指令の時期改訂の一部。同分野のグローバル調和フォーラム(IMDRF)との同時進行も予想され、米FDAはUDIを2012年に導入。

出典：

最新勧告

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:099:0017:0024:EN:PDF>

現在論議中のEU医療機器規則の改訂

http://ec.europa.eu/health/medical-devices/documents/revision/index_en.htm

医療機器分野のEU規則のポータル

http://ec.europa.eu/health/medical-devices/index_en.htm

●化粧品

- 1) EUは動物テストを行った新化粧品の全面禁止を3月に施行。(同時に行われた動物テストの幅広い禁止は化学製品/REACHの項目参照。)
- 2) 新しい化粧品規則の今年の正式施行の準備として使用許可、制限、禁止されている物質を特定する付随事項が大きく改訂された。

動物テストの禁止は数年前に発表されたが、安全性を確保する代替方法がなかったためEUが実施するかどうか若干疑問視されていたものの実施された。

許可や制限物質のリスト改訂の重要性は主に行政上。多くの場合、物質は古い化粧品指令から今年施行される新規則に単純に移行される。しかし同分野の専門家は、別の REACH 計画の化学物質評価の動向とますます並行している新リストが必要。

出典：

動物テストの禁止確認とその影響

[http://europa.eu/rapid/press-release MEMO-13-188_en.htm](http://europa.eu/rapid/press-release_MEMO-13-188_en.htm)

化粧品の動物テストに関するEUデータのポータル

http://ec.europa.eu/consumers/sectors/cosmetics/animal-testing/index_en.htm

許可、制限された物質の最新改訂リスト

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:114:0001:0059:EN:PDF>

古い化粧品指令と今年入れ替わる最新の化粧品規則：

http://ec.europa.eu/consumers/sectors/cosmetics/documents/revision/index_en.htm#h2-the-new-cosmetic-products-regulation

化粧品指令に関する全データのポータル

<http://ec.europa.eu/consumers/sectors/cosmetics/>

●計測機器

重量測定機器のEU規則下で認定された OIML文書が発行され、以前の参照が撤去された。

MIDで網羅する多カテゴリーの1つの定期改訂。同指令下での基準適合の過程はEUが時々(常にはではない) OIML(計測の国際規制機関)の基準を認めるため複雑になっている。EUの過程は不透明で発表も不十分。

出典:

重量測定機器の参照部分の認定と撤去

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:109:0001:0004:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:C:2013:109:0005:0005:EN:PDF>

MIDのポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/legal-metrology-and-prepack/measuring-instruments/index_en.htm

●タバコライター

タバコライターの子供のいたずら防止保護の要件は最初に導入された2006年から毎年改訂され、今年も改訂された。

延長は定期的に思えるが、必要な試験報告書を提供する試験実験室の資格についての大きな問題が生じている。実際法律文書では「ILACが認定したどの実験室」となっているが、ウェブポータルでは明確な法律的根拠なしで、EU認定または「(米国のように) 決定と同様の子供のいたずら防止要件が設けられている国で受容された報告書」を提出する組織という制限が設けられている。矛盾はまだ法廷論争にはなっていないが、大きな重要性を秘めている。

出典:

最新の延長

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:061:0011:0012:EN:PDF>

背景と他文書

http://ec.europa.eu/consumers/safety/prod_legis/prod_legislation_lighters_en.htm

●鉄道分野

新文書3件でEUの長期計画における一連のTSI（相互運用性に関する技術仕様）が改訂された。故障車と車両と貨車のテレマティクスを網羅している。

何世代にも渡る影響を及ぼす長期計画の定期改訂: 鉄道のEU全体での完全な相互運用性に関する可能性と共通基準

出典 :

新文書3件

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:068:0055:0056:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:084:0017:0018:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:104:0001:0056:EN:PDF>

ポータル:

実施計画を統括する欧州鉄道機関 (European Railway Agency)

<http://www.era.europa.eu/Pages/Home.aspx>

政策の責任

http://ec.europa.eu/transport/modes/rail/index_en.htm

●自動車分野

- 1) 2輪・3輪車とトラクターの規則が改訂され、現在の車種認定指令が1規則で全て変更された。UNECE文書との明確な適合が目標の1つで、UNECE新文書3点が発表された。
- 2) 一連の二酸化炭素排出に関する改訂2点が発表された。
- 3) 車から緊急通話を行うe-コールシステムでは仕様と適合評価の手続きが発表された。
- 4) 車体の安全性向上を含む新提案で重量積載物車両（HGV）へのエアロダイナミクス効率を高めたデザインが課せられる。

- 1) 技術変更ではなく行政的明確さが一番の目的。2～3輪車。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:060:0052:0128:EN:PDF>

トラクター

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:060:0001:0051:EN:PDF>

UNECE新文書3点

<http://eur-lex.europa.eu/JOHtml.do?uri=OJ:L:2013:089:SOM:EN:HTML>

- 2) 統合された改訂文書なしでの常に行われる一連の改訂は混乱を招くが、供給者はそれを学ぶほかない。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:065:0001:0012:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:055:0009:0019:EN:PDF>

- 3) e-コールシステムは2010年に発表されたインテリジェント交通システムの一要素。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:091:0001:0004:EN:PDF>

- 4) エアロダイナミクス・デザインの向上で今日のHGVの「レンガ型」の前形が向上され、同種車両からのGHG排出量の7-10%減が計られる。The improved aerodynamic designs will remove the “brick-shaped” fronts of today’s HGVs and aims to achieve a 7-10% reduction in GHG emissions from this class of vehicle.

http://ec.europa.eu/transport/modes/road/weights-and-dimensions_en.htm

自動車分野規則のポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/automotive/index_en.htm

●レクリエーション用船舶（小形の娯楽用ボート）

ステアリングと燃料タンクを網羅する4件の新ISO基準が認定された。

出典：

最新加筆分を認識した認定済み全基準のリスト

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/recreational-craft/index_en.htm

同分野の公式ホームページ

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/maritime/recreational-craft/index_en.htm

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/maritime/documents/recreational-craft/index_en.htm

●個人防護機器

ヘルメット、靴のすべり防止とイマジヨンスーツを網羅する5件の新基準文書が認定された。

出典：

加筆分を認識した基準の全改訂リスト

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/mechanical/documents/standardization/personal-protective-equipment/index_en.htm

分野ポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/mechanical/personal-protective-equipment/index_en.htm

●農薬

- 1) 欧州委員会はミツバチに有害と判断されるネオニコチノイドと呼ばれる農薬3点の12月1日からの禁止を発表した。農薬はスイスとドイツ企業が製造している。
- 2) 同分野の2009年規則に沿って、活性物質と完成品の両者の認定申請のデータ提出要件が改訂された。

ネオニコチノイド禁止は熱い論議を呼んでいる。EU手続きでは加盟国政府がグループとして許可または禁止する第一の選択権を持つが、どちらも必要な多数に達することができなかった。これで欧州委員会が自らの決定を課することができるようになり、予防の原則を適用した。同化学物質が蜂群減少の原因という強い疑惑は最近の欧州のミツバチ数の調査でも確認され、これはハチミツ供給だけでなく、さらに大きな生態系に対する潜在的に深刻な脅威として考えられている。

データ提出要件の改訂は主に行政的だが申請者には重要。

出典：

ネオニコチノイド禁止の決定通知

http://ec.europa.eu/food/animal/liveanimals/bees/neonicotinoids_en.htm

データ提出要件改訂を含む2文書

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:093:0001:0084:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:093:0085:0152:EN:PDF>

現規則と認定物質のデータベースにつながる分野別ポータル:

http://ec.europa.eu/food/plant/protection/evaluation/placing_market_en.htm

●食品

- 1) 子供向け食品に使われる添加物の新しい制限2件が発表された。
- 2) 施行当局にマイコトキシン2種類の存在の検査徹底を強化する警告が発行されたが現規則は実際には変更されない。

添加物への新しい制限は定期的で通常の安全評価に基づいている。

マイコトキシンはEU規則ではすでに汚染物として分類されているため、新規則は不要。

出典:

食品添加物の新制限2件:

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:077:0003:0004:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:079:0024:0026:EN:PDF>

食品添加物に関するEU規則のポータル

http://ec.europa.eu/food/food/chemicalsafety/additives/comm_legisl_en.htm

マイコトキシン警戒を強める勧告

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:091:0012:0015:EN:PDF>

●エアロゾール

1975年以来の同分野コア技術規制に合わせて化学物質の最新CLP（分類、ラベリング、包装）の危険表示義務が改訂された。他の変更はなし。

CLP規制は REACH 規制を中核とするEUの化学物質分野における最新の一連の改革の重要部分。

出典:

改訂文書と付随文書2013/10 がアエゾール（スプレー缶）に関する75/324を改訂

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:077:0020:0022:EN:PDF>

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:091:0016:0016:EN:PDF>

以下の最新文書にはアエゾール（スプレー缶）指令は未改訂

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/pressure-and-gas/documents/add/index_en.htm

CLP規制

<http://echa.europa.eu/web/guest/regulations/clp>

●環境管理監査システム

設立済みの計画における新しいガイダンス・ハンドブックが発行された。

公言されていないが、EMAS は公式EUロゴなしの自主方法による、EUによるISO 14000 基準に反映された原則の公式認定の試みといえる。しかし欧州での仕様は ISO 14000 での使用をはる

かに下回る。

出典：

新ガイダンス

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:076:0001:0039:EN:PDF>

EMASのポータル

http://ec.europa.eu/environment/emas/index_en.htm

●プラスチック廃棄物

EUは問題視されているプラスチック廃棄物に関する選択肢を新しいグリーンペーパー報告書で提案し、6月まで一般意見を公募中。グリーンペーパー報告書はEU廃棄物規則の集約の改訂を含む。

重要な意味がある。グリーンペーパーでの提案には処理可能プラスチックの使用や新しいエコデザイン要件、再利用の奨励または義務化とゴミ収集でプラスチック分類の義務化強化が含まれている。

出典:

グリーンペーパー報告書

http://ec.europa.eu/environment/waste/pdf/green_paper/green_paper_en.pdf

一般意見公募

http://ec.europa.eu/environment/consultations/plastic_waste_en.htm

プラスチックゴミに関するEUデータのポータル

<http://ec.europa.eu/environment/waste/index.htm>

●機械指令

- 1) 認定された基準の改訂リストが発行された。
- 2) 欧州委員会はCEマーキング表示があり指令の全要件を満たしているという製造者の主張にもかかわらずデンマーク政府による機械禁止の決定を支持した。

基準改訂は定期的。新文書に明記されている。多くは製品群に特化されている。例外は制御システムの安全関連パーツの分野をまたいだ基準。

各国当局の執行決定を支持するのはEU執行プロセスが機能していることの定期的な誇示。この事例の場合、執行当局はFOPS（転倒保護構造）がない土工機械を禁止した。供給者は機械はFOPSが必要な状況での使用のために特に売られたのではないためFOPSは不要だと主張。当局は製造者による使用ではなく、機械が使用され得る状況が大切だと強調した。

出典:

加筆分を明記した認定基準のリスト

http://ec.europa.eu/enterprise/policies/european-standards/harmonised-standards/machinery/index_en.htm

デンマーク政府を支持する執行決定

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:101:0029:0030:EN:PDF>

同セクターのポータル

http://ec.europa.eu/enterprise/sectors/mechanical/machinery/index_en.htm

●化学物質: REACH

- 1) 欧州裁判所は、供給者が不要な重荷だと主張する欧州化学物質庁
- 2) (ECHA) が課した要件に有利な判決を下した。
- 3) 別の判決で、ECHA内の控訴理事会は一物質に対してウサギのテストを課したECHA決定を覆した。
- 4) REACH の次の5月締切りに向けて、100tpa以上の量で売られる物質に関わる進展を定期的にアップデートするインターネットポータルが開設された。
- 5) いわゆる付帯事項 XIV リストが改訂された。
- 6) 制限 (14物質) とラベル表示 (11物質) を課す物質の案に関する新しい4件のコンサルテーションが始まった。
- 7) 物質評価に関するThe Community rolling action plan (CORAP、コミュニティー継続行動計画) が改訂され、115物質が含まれ、そのうち32物質が完成された。
- 8) ECHA申請料金が若干改訂された。

ECJ 裁定は画期的な事例。ECHA の内部審査手続きの法的持続性の原則はこの事例の詳細よりも重要。この事例は今回供給者が不要と主張した、安全データシートの予備的警告を含めることを課す ECHA 要件に関連。ECHA内の控訴理事会による別の裁決は、ECHA の以前の決定を覆したが、裁判所ではなく ECHA 内部組織からの判断であるため、ECHAの地位をさらに強化した。これはEUの化粧品に対する別の動物テスト禁止とも一貫している。

2例:

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/eu-court-confirms-echa-pbt-assessment-of-substances

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/the-board-of-appeal-annuls-an-echa-decision

1000 tpa 以上の量で売られる物質に対する登録締切りは昨年。新しい締切りは少量の供給者が対象。

<http://echa.europa.eu/reach-2013/overview>

付帯事項XIVは例外によって明らかに許可されている場合以外に禁止されている物質をあげている。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:108:0001:0005:EN:PDF>

新しいコンサルテーションでは10物質をSVHC（very high concern高懸念）と分類することを提案。

4つのコンサルテーション：

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/new-public-consultation-launched-on-10-potential-svhcs

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/public-consultation-on-seacs-draft-opinion-on-a-restriction-proposal-for-1_4-dichlorobenzene-in-airfresheners-and-toilet-blocks

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/new-clh-public-consultations-launched-on-11-proposals

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/public-consultations-launched-on-clh-proposals-for-two-pesticides-and-an-industrial-chemical

CORAP 改訂は2012年10月の予備通知と同じ115物質の確認のみ。しかし32の評価完成の通知は新しい。

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/substance-evaluation-under-reach-the-annual-update-of-the-corap-published

http://echa.europa.eu/view-article/-/journal_content/title/first-substance-evaluation-results-further-information-needed-on-32-substances

ECHA 料金改訂は中小企業への値下げを含む。

<http://eur-lex.europa.eu/LexUriServ/LexUriServ.do?uri=OJ:L:2013:079:0007:0018:EN:PDF>

REACH 計画改訂に関して最も役立つポータル

<http://echa.europa.eu/>